

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び国際的な人の往来の再開の状況（概要）（令和3年1月13日現在）



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等（全世界対象）

### (1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に152の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否（詳細については「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照）

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

①必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるもの

（在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出。「短期滞在」は商用に限る。

なお、この仕組みにより本邦へ渡航する者のうち、以下のものは「特段の事情」がないものとして上陸を拒否

・上陸の申請日前14日以内に英国又は南アフリカに滞在歴があるもの（当分の間）

・上陸の申請日前14日以内に上陸拒否の対象地域（英国及び南アフリカを除く）に滞在歴があるもの（緊急事態解除宣言が発せられるまでの間）

②再入国許可（みなし含む。）による再入国 ③日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国

④その他人道上の配慮の必要性がある場合 など

※ 防疫措置として、**出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得**、入国時の検疫での抗原定量検査、14日間の自宅待機・公共交通機関不使用要請等あり。詳細は「[外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について](#)」を参照

### (2) 上陸拒否の対象地域以外からの入国

上陸拒否の対象地域以外からの入国については、在外公館において査証の発給を受ける際、防疫措置に関し、受入企業・団体による誓約書を提出（日本人・永住者の配偶者又は子等、人道上の配慮の必要性がある場合は誓約書不要）。「短期滞在」は商用目的に限る。

なお、緊急事態宣言発出に伴い、必要な防疫措置を確約できる受入企業・団体が本邦にあるものとして発給を受けた査証の効力を停止し、**入国不可（令和3年1月21日から緊急事態解除宣言が発せられるまでの間）**。

※ 防疫措置として、14日間の自宅待機・公共交通機関不使用要請等あり。

なお、緊急事態宣言発出に伴い、上陸拒否の対象地域以外から入国する場合であっても、**出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得**、入国時の検疫での抗原定量検査等、検疫措置を強化（令和3年1月13日から緊急事態解除宣言が発せられるまでの間）。詳細は[こちら](#)。

## 2 国際的な人の往来の再開（二国間）

※この仕組みにより発給された査証については、令和3年1月21日から緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、効力を停止し入国不可

~~感染状況が落ち着いている国・地域を対象として、ビジネス上必要な人材等の出入国を、追加的な防疫措置を条件として、準備が整い次第、試行的に順次実施~~

~~（協議・調整の対象国・地域）~~

~~・ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランド（令和2年6月18日公表）~~

~~・カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾（令和2年7月22日公表）~~

~~⇒ベトナム、タイ、カンボジア、シンガポール、マレーシア、ミャンマー、ラオス、台湾、韓国、ブルネイ、中国について、主に長期滞在者を対象とした「レジデンストラック」（14日間の自宅等での待機が前提）を実施中（詳細は[こちら](#)）~~

~~⇒シンガポール、韓国、ベトナム、中国について、主に短期出張者を対象とした「ビジネストラック」を実施（詳細は[こちら](#)：[シンガポール](#)／[韓国](#)／[ベトナム](#)／[中国](#)）~~

~~「ビジネストラック」の場合、14日間の自宅待機要請期間中、限定的な範囲内で行動制限を緩和。~~